

各相談支援事業所 管理者 様

高知県地域福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）  
の対応について（その 2）」に関する周知について（通知）

日頃から、本県の障害福祉施策にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域の拡大に伴う障害福祉サービス事業所等の対応につきましては、別紙「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について（令和 2 年 4 月 17 日付け 2 高障害第 99 号）」等に基づき取り組んでいただいているところです。

現在、国において検討されている「緊急事態宣言」の実施期間の延長が決定された場合においても、同通知により依頼しましたサービスの継続をはじめ、利用者の支援や感染防止対策の徹底など、すべての事項について、継続して対応いただくため、別添のとおり通知を行いました。

つきましては、サービスの利用を自粛した利用者の代替サービスの検討や適切なサービスの円滑な利用支援などについて、ご協力をお願いします。

高知県地域福祉部障害福祉課  
電 話：088-823-9635  
FAX：088-823-9260  
E-mail：060301@ken.pref.kochi.lg.jp